

保護者の皆様へ

尼崎市

1号認定子どもの利用者負担額（保育料）について（お知らせ）

平素は、本市の幼児教育行政に深いご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

平成30年4月分から平成30年8月分の利用者負担額（保育料）を決定しましたので通知します。なお、1号認定子どもの利用者負担額（保育料）は次のとおりです。

子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市1号認定子どもの利用者負担額（保育料）（月額）

階層区分		推定年収	利用者負担額 （保育料）（月額）	【参考】 国基準額
①	生活保護世帯	—	0円	0円
②-1	市民税所得割非課税世帯（母子家庭等）	～270万円	0円	0円
②-2	市民税所得割非課税世帯（その他）		2,200円	3,000円
③-1	市民税所得割課税額 77,100円以下（母子家庭等）	～360万円	2,200円	3,000円
③-2	市民税所得割課税額 77,100円以下（その他）		7,200円	10,100円
④	市民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	16,100円	20,500円
⑤	市民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	23,800円	25,700円

★ 母子家庭等については、国の軽減措置に基づき、設定しています。

※ 「推定年収」は、夫婦と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安です。

※ 上記の保育料に加えて、別途、各園が定める実費負担額等が必要となります。

※ 同一世帯に小学校3年生までの範囲内において、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育）等を利用しているお子様が2人以上いる場合、第2子の保育料は半額（第②-2階層及び第③-1階層に限っては0円）に、第3子以降の保育料は0円となります。ただし第①階層から第③階層（市民税所得割課税額が77,100円以下）に該当する世帯に限っては、「小学校3年生までの範囲内」の条件はありません。→【詳しくは裏面（2. 多子軽減について）をご覧ください】

[1. 利用者負担額（保育料）の決定方法について]

- 保育料の決定は年2回です。（4月と9月）
- 保育料は、市民税所得割課税額（父母等の所得割額の合算）を基に決定します。平成30年4月分から平成30年8月分の保育料については、平成29年度市民税所得割課税額（平成28年1月～12月の収入に対する税額）に基づき決定します。
- 保育料は税額控除（寄付金控除・住宅借入金特別控除・配当控除・外国税額控除等）適用前の市民税所得割課税額で算定します。（ただし調整控除については適用後で算定します。）
- 確定申告や市民税申告（当該年中に所得がなかった方も含む。）の対象となる方につきましては、期限内に必ず申告してください。未申告の場合、保育料を決定するための税情報がないので、「最高額」で決定を行います。（ただし、年度途中で申告等をしていただくと、当該年度内に限って、保育料は改めて算定されます。）

- 保護者が祖父母や叔父叔母等（以下、祖父母等）と同居している場合は、原則として、祖父母等の同居親族のうち、最多所得者を家計の主宰者とみなして、園児の父母とその方の市民税所得割課税額を合計して保育料を決定することになります。

（注）祖父母等と同居の場合

状況	保育料の決め方
父母の年収が合計103万円以上	原則として、父母のみの市民税所得割課税額
父母の年収が合計103万円未満	家計の最多所得者の市民税所得割課税額＋父母の市民税所得割課税額

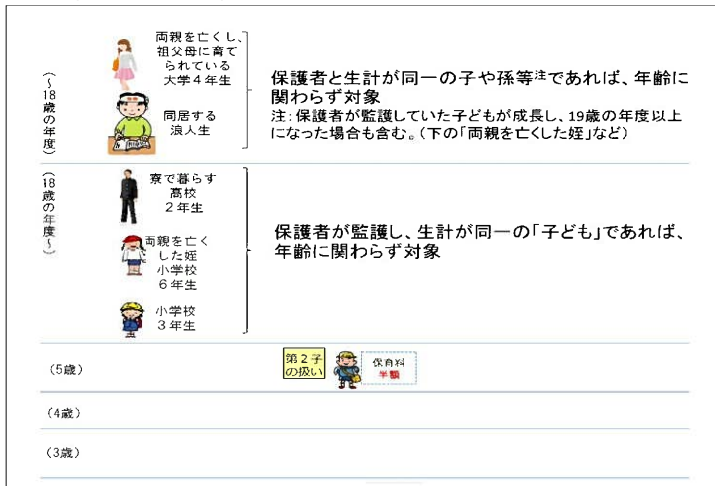
世帯分離していても、同一住所に居住していればこの表を適用します。

[2. 多子軽減について]

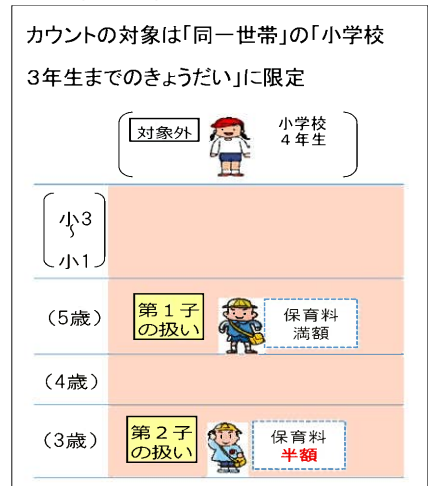
平成28年4月からの国の制度改正により、第①階層から第③階層に該当する世帯に限っては、多子軽減に係るきょうだいカウントの年齢制限（小学校3年生までの範囲内）が撤廃され、保護者と生計が同一の子であれば、年齢・就学先等に関わらずきょうだいカウントの対象となっています

～ イメージ ～

●第①階層から第③階層世帯（年齢制限の撤廃（同居の条件も不要））



●第④・第⑤階層世帯（従前どおり）



[3. 途中入退園による保育料の軽減について]

月の途中で入園または退園された場合等は、その月の保育料が日割りになります。（いずれも、10円未満の端数は切り捨て）

[ご注意ください]

以下の場合には各園または学務課までご連絡下さい。

- ひとり親家庭や世帯に障害者を有する家庭で、第②階層若しくは第③階層に該当しているにもかかわらず軽減措置が適用されていない場合
- 市民税額等に変更が生じた場合
- 現在申請している世帯の状況に変更（婚姻、離婚、世帯員の増減等）があった場合
- お通りの園に在籍したまま、尼崎市外へ転出される場合（原則として尼崎市の支給認定を取り消し、転出先の市町村で新たに支給認定を受ける必要があります。）
- 支給認定証の記載内容に変更があった場合

《お問い合わせ先》

各園または尼崎市教育委員会学務課

（学務課TEL：06-4950-5671）